

なら消費者ねっとニュース

NO. 6



HP : <http://web1.kcn.jp/nsn/index.html>

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと

2017年 6月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号 奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043 Email : y.tsuji@naracoop.or.jp

発行責任者 北條 正崇

全国初！奈良県による【ステッカーを無視した訪問勧誘等】の規制について

最近、「訪問販売お断りステッカー」（以下「ステッカー」といいます。）を配布している自治体や民間団体が増えてきました。奈良県内でも、生駒市、奈良市、桜井市などの自治体が住民にステッカーを配布しています。

では、事業者がステッカーを貼っている家に訪問勧誘をした場合にはどのような法律上の効果があるのでしょうか。たとえば、生駒市では「生駒市消費者保護条例」でステッカーを無視した訪問勧誘を規制していますので、そのような勧誘をした事業者に対しては、市は条例違反として指導や勧告ができます。

しかし、このような条例を定めているところは奈良県内の市町村では生駒市だけですので、他の市町村ではステッカーを無視する事業者がいても法的効果のある対応をすることができません。

他方、奈良県では消費生活条例をもうけて、事業者が「不当な取引行為」（具体的な内容は告示により指定）を行うことを禁止していますが、これまでは、事業者がステッカーを無視して訪問勧誘をするだけでは「不当な取引行為」にはあたらないとの考え方がとられていました。

そこで、この度、奈良県において、ステッカーを無視した訪問勧誘等を禁止するため、平成29年3月14日に告示が改正され（同年4月1日施行）、ステッカーを無視した訪問勧誘等が「不当な取引行為」に該当し、条例違反になることが明文化されました。この改正によって、生駒市内に住む人だけでなく、奈良県民すべてがステッカーを無視した訪問勧誘等は条例違反であると主張することができるようになりました。

実はこれまで条例でステッカーの効力を明確に認めた都道府県はありませんでした。この度、都道府県では奈良県が初めて条例でステッカーを無視した訪問勧誘等を明確に規制したことにより、県内だけでなく全国からも注目が集まっています。



告示の改正といっても、県庁内での様々な議論や手続や事業者側からの反発もあり、これを実現するのは簡単なことではありません。担当課である奈良県消費・生活安全課の皆様の消費者被害防止にかける情熱、意識と能力の高さ、ご尽力の結果であると思います。日頃様々な場面で連携させて頂いている当法人としては、担当課の皆様が消費者のための施策を全国に先駆けて実現されたことに、心から敬意を表すると共に、感謝申し上げます。

今後、この告示の改正を消費者被害の防止に結びつけていくためには、行政はもちろん、私たち消費者団体や専門家も一緒になってステッカーの作成や普及、啓発等の活動に取り組んでいくことが必要です。また、すでに奈良弁護士会消費者保護委員会では賛同機関と協力してステッカーの作成に取り組んでいると聞いておりますが、この告示の改正は、消費者の輪の拡大にも結びついていくのではないかと考えています。

当法人としても、引き続き、関係機関の皆様からのご理解とご協力を頂きながら、取組を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

《改正後の告示》

奈良県消費生活条例14条1項では「不当な取引行為」が規制されていますが、以下の行為が「不当な取引行為」に指定（告示改正）されました。

「消費者の意に反した勧誘 消費者がはり紙による表示その他の方法により訪問販売等に係る勧誘を拒絶する意思を表明しているにもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えず、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問し、又は電話すること。」

「地方消費者行政の恒久的な財源措置等に関する要望書」を送付しました。

平成20年度からの消費者行政一元化の流れの中で、地方消費者行政の活性化が必要であるとして、国から地方への財政的支援が行われています。

これにより、地方消費者行政は大きく推進されました。しかし、国の財政的支援には様々な制限があることにより、地方消費者行政は再び衰退する岐路に差し掛かっています。全国の消費者団体からも、このことに問題意識をもち改善を求める声が上がりました。

そこで、なら消費者ねっとでは、地方消費者行政を安定的に推進させるため、予算措置をはじめ、必要な措置を国においてとることを求める「地方消費者行政の恒久的な財源措置等に関する要望書」を、平成29年4月8日に消費者庁、消費者委員会及び政府関係者等に送付しました。



要望の主旨は以下のとおりです。

- ①国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を行うこと。
- ②少なくとも、新規事業が実施期限を平成29年度まで、また、実施事業の期限を5年から9年と制限している、現在の要綱等を改めること。
- ③地方行政において消費者行政がしっかりと根付くように、核となる地方消費者行政の担当課を育成して、担当者を配置するような政策、施策を国において行うこと。

活動報告

消費者教育教材資料表彰 2017 優秀賞受賞教材決定！

(公財)消費者教育支援センターの教材表彰に応募した「おこづかい帳セット」が学校で効果的に活用できる教材資料として優秀賞を受賞しました。



3・25 シンポジウム

「地域で防ごう消費者被害 in 大阪」

3月25日大阪弁護士会館でシンポジウム「地域で防ごう消費者被害 in 大阪」が開催されました。主催は日本弁護士連合会・大阪弁護士会。近畿圏の弁護士会や全国の消費者団体の共催、および消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの他、多数の行政機関と専門家、消費者団体や高齢者支援団体など福祉関連からも多数の後援を受け、合わせて55団体の協力による大規模なシンポジウムとなりました。参加人数は197人で、特別講演、基調報告、寸劇など合わせて14件の取組み紹介と発言があり、多様な主体の連携によってこれからの消費者被害の予防と救済のあり方を考える機会となりました。



開催情報

クレちほ 第31回シンポジウム in 奈良 ～あをによし 地方消費者行政の充実なら奈良～

クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議はクレジットを中心とする消費者被害の実態・救済・防止の最先端の情報を全国から収集し共有する活動が続けるとともに、消費者のもっとも身近な存在である地方消費者行政の充実を目指して開催されています。

日時 6月10日(土) 11:00～17:00

場所 奈良弁護士会館3階大会議室



◆特別講義◆ 11:00～12:00

クレジット決済等を利用した消費者被害の救済と課題
講師 弁護士 松尾 善紀

◆シンポジウム◆

- 第I部 (学習篇) 消費者被害の救済・防止～割取法・特商法・消契法改正等について
- 第II部 (運動編) 地方自治体・消費者団体・弁護士会の取り組み
国の財政支援等
- 第III部 フリーディスカッション

参加費 一般無料 弁護士・司法書士 1500円

※なら消費者ねっとからもグループあんあんの寸劇、学習ツールの報告等で協力します。



奈良県内の消費生活相談窓口から

このコーナーでは、各地の消費生活相談窓口を身近に感じていただくために、奈良県内の消費生活相談窓口をご紹介します。今回は、奈良県消費生活センター（消費生活相談）をご紹介します。

奈良県消費生活センターは、JR奈良駅西口に隣接したシルキア奈良2階にあります。昨年、庁舎老朽化のため県庁横（奈良市登大路町）から現所在地に移転いたしました。



県内全域における消費生活に関するいろいろな相談に応じ、消費者教育・啓発講座の実施、暮らしに役立つ情報提供を行っています。

4月から、新たに上中所長、松下副所長が着任し、以下、行政職員と嘱託（消費生活相談員、技師等）による2係制（相談・情報係、総務啓発係）でセンターを運営しています。奈良県では奈良センターのほかに中南和相談所（大和高田市片塩町12番5号）があり、県内中南和地域の相談を中心に業務を行っています。

相談・情報係では、専門の相談員が悪質商法や契約トラブル、商品の品質、表示広告など消費生活に関する相談を受け、アドバイスなど問題解決のお手伝いをしています。

相談受付は平日の午前9時から午後4時30分までとなっており、電話及び来所にて相談を受け付けています。【相談受付電話：0742-36-0931】

また、消費生活相談にかかる資料収集と分析を行うとともに、県内各市町村の消費生活相談窓口との連携や支援も行っています。

総務啓発係では、センター運営にかかる事務のほか、消費者教育・啓発に関する業務を行っています。暮らしに身近なテーマで消費生活講座を開催したり、県内各地の消費生活に関する学習会や学校の授業等に無料で講師を派遣する移動講座を行っています。【お問合せ：0742-32-0621】

センター内の啓発コーナーには消費生活に関連する様々なパンフレットなどの閲覧や資料提供、DVD等の貸し出しなどの情報提供も行っていますので、是非ご利用ください。



県内における消費生活相談体制の更なる充実と、自立した消費者となるための消費者教育・啓発活動に取り組み、県民が安心して暮らしていける奈良県づくりを目指していきたくと考えています。

おさらい

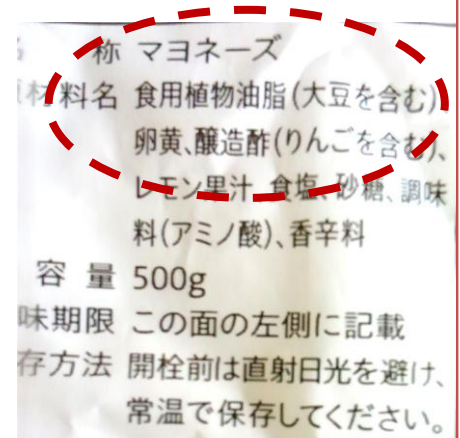
食品表示制度

2015年4月施行

その③ アレルゲン表示

食品表示の中でもとくに安全にかかわるルールはきちんと押さえておきたいものです。アレルゲン表示をおさらいしてみました。結構、複雑になっていますよ。

- ◆食物アレルギーは重篤な症状を引き起こすため原因物質情報を表示して食べても大丈夫な食品を選べるようにと、2002年からアレルゲン表示がスタートしました。現在の表示品目は義務表示の**特定原材料7品目**および、表示をすすめられている20品目で、右下の表のとおり（発症数の多い順）ですが、食物アレルギーの実態調査などに基づいて随時見直されることになっています。
- ◆ごく微量でも発症することもあるため、**1kg当り数mg以上含有**で表されます。
- ◆「〇〇を含む」「〇〇由来」など、原則として原材料ごとに個別に表示されます。また最後にまとめて表示される場合もありますが、詳しいことが知りたければ事業者にお問い合わせする必要があります。
- ◆推奨品目20品目については、表示がなくても含有していることあるので見極めが必要です。
- ◆製造過程で、**特定原材料が意図せず混入してしまう場合**(コンタミネーション)がありますが、表示義務はありません。事業者には防止策などの対応が求められます。
- ◆2015年の新表示制度では、それまで特定加工食品として表示を省略できた「マヨネーズの卵」や「パンの小麦粉」などのルールが廃止されました。
- ◆「入っているかもしれない」という**可能性表示は禁止**され、消費者の選択の幅を狭めないようにしています。
- ◆同一物質が複数の原材料に含まれる場合は省略が認められています。
- ◆**容器包装加工食品以外**の対面販売の量り売りや**外食**などでは、自主的取り組みが促されているものの、表示の義務がありませんので注意が必要です。



必ず表示される7品目 (特定原材料)

卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに

推奨表示20品目

いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

インフォメーション

会員団体が「ベスト消費者サポーター章」受章

5月20日ならまちセンター市民ホールで「消費者フォーラム in 奈良」が開催されました。それに先立ち消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった団体として、平成29年度消費者支援功労者表彰「ベスト消費者サポーター章」を会員団体ならこープが受章し授与式が行われました。また、会場ホワイエでは奈良女子大学消費者問題研究会BEACSが自分たちで作成した啓発ポスターを掲示、チラシを参加者に配布し消費者被害防止を訴えました。



編集後記

昨年、県の委託を受け「おこづかい帳」と「クリアファイルで作るお財布」を持って、この夏出前講座に行かせていただくことになりました。楽しい講座に出来るようにみんなで準備したいと思っています。



奈良県内 特殊詐欺の発生状況

○平成29年4月
特殊詐欺の被害件数 28件
○平成29年1月～4月末までの発生状況
発生件数 86件
被害額 約1億7930万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

困ったときは一人で悩まず 消費者ホットライン

いやや
188 泣き寝入り!

あなたの情報をおまちしています。

あなたのまわりの消費者トラブルや被害情報(不当契約・不当勧誘など)を受け付けています。

jian@narashouhisha.com

までお知らせください。

(個別のご相談は消費生活センターへ

お問い合わせください。)